鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ等
防疫対策会議

日　　時：令和８年 11 月９日（月）
　　午後３時 30 分～
場　　所：鹿児島県庁２階　県政広報室

会　次　第

１　開　会

２　挨　拶

３　内　容

（１）出水市で採取された環境試料（水）からの高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について

（２）国内および近隣国における高病原性鳥インフルエンザの発生状況

（３）侵入防止対策の徹底について

（４）その他

４　閉　会

鹿児島県高病原性鳥インフルエンザ
防疫対策会議

本日の内容

(1)出水市で採取された環境試料(水)からの高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出とその後の対応について

(2)国内および近隣国の高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

(3)侵入防止対策の徹底について

(4)その他

令和８年１１月９日（月）
農政部家畜防疫対策課

（１）出水市で採取された環境試料（水）からの高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出とその後の対応について

記者発表資料

鹿児島県

令和８年 11 月６日(金)

発表の趣旨（※該当する全てにチェック）

□各種資料や情報の提供
□イベント・会議等の案内
　□当日の取材依頼
　□開催日時等の周知依頼
　□参加者募集の事前告知依頼
■その他（ 緊急情報 ）

発表事項	出水市で採取された環境試料（水）における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出について
内　容	出水市で採取された環境試料（水）について、鹿児島大学で遺伝子検査を実施した結果、本日、高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ｈ５亜型）が検出されましたのでお知らせします。 今シーズン県内では初の高病原性鳥インフルエンザウイルスの確認事例となります。 記 1　検査結果等

場所	種類	採取日	遺伝子検査
出水市 東干拓	環境試料（水） ※水鳥のねぐらの水	11/2	高病原性鳥インフルエンザウイルスを検出

2　今後の対応予定
採取地点の周辺半径 10km 圏内は、環境省の野鳥監視重点区域の指定に伴い、野鳥の監視を強化します。
詳細は、県ホームページ「令和８-９年鳥インフルエンザ情報（随時更新）」をご覧ください。
＜ＵＲＬ＞
https://www.pref.kagoshima.jp/ad04/8-9torifuru.html

日　時	－
場　所	－
資　料	－

養鶏場等の緊急防疫対策の実施について

１．鶏の飼養状況について

（半径３km圏内，100羽以上飼養農場）

鶏種	農場数	飼養羽数
採卵鶏 ●	12	806,980
肉用鶏 ■	3	120,400
総計	15	927,380

養鶏農場等の緊急防疫対策の実施について

東干拓の環境水採取地点から半径３km圏内の家きん飼養状況



鶏種	農場数	飼養羽数
採卵鶏 ●	12	806, 980
肉用鶏 ■	3	120, 400
総計	15	927, 380

養鶏農場等の緊急防疫対策の実施について

２．周辺農場（採水地点から半径３km圏内）の状況確認等

（１）日　　時：令和８年１１月６日（金）

（２）確認農家数：１００羽以上の農場＋愛玩鳥類飼養者

（３）内　　容

①　HPAI等を疑う異状の有無　**異常なし**

②　高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出状況

③　異状家きんの早期発見、早期通報

④　飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導

⑤　農場における消毒及び野生動物の侵入防止対策の徹底

⑥　小規模及び愛玩鳥類飼養者への啓発（市に協力要請）

３．県内の全農場及び関係機関への啓発・指導

（１）日　　時：令和８年１１月６日（金）～

（２）対　　象：県内約８００農場及び関係機関

（３）内　　容

２の②～⑥と同じ

知事メッセージ

県内の環境試料からの高病原性鳥インフルエンザ
ウイルス検出に係る鹿児島県知事メッセージ

令和８年１１月６日

１１月２日に出水市で採取された環境試料（水）から、高病原性鳥インフルエンザウイルスが、本日、検出されました。

回収地点の周辺半径１０ｋｍ圏内は、環境省の野鳥監視重点区域の指定に伴い、国・県・出水市が連携して野鳥の監視を強化します。

県民の皆様には、死亡した野鳥を発見しましたら、素手で触ることなく、お近くの県地域振興局か市町村役場に連絡くださるようお願いします。

また、既に環境中のウイルス濃度が高くなっている可能性があり、高病原性鳥インフルエンザが養鶏場で発生するリスクが一層高まっており、最大限に警戒する必要があります。

養鶏農家の皆様や関係団体の皆様には、飼養衛生管理基準の遵守徹底を改めてお願いするとともに、引き続き、野生動物の誘引防止対策や入気口へのフィルター設置等の塵埃（じんあい）対策などに重点をおいた防疫対応をお願いいたします。

養鶏は、農業産出額が１，４００億円を超える、本県の基幹産業であり、絶対に養鶏場への侵入を防がなければなりません。

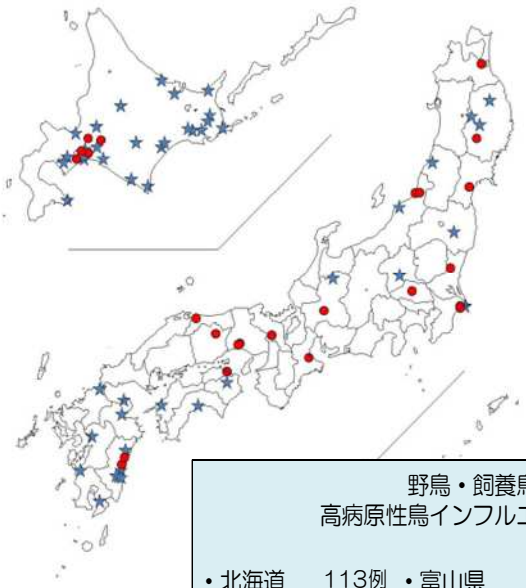
高い防疫意識を持って、県民の皆様や関係機関・団体が一丸となって、野鳥監視の強化と養鶏場への侵入防止対策に万全を期してまいります。

（２）国内および近隣国の高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

R7シーズン 国内の高病原性鳥インフルエンザの発生状況

○ **令和７年シーズン**は、**地域に偏りなく発生**が見られ、**16道府県24事例発生**し、**約576万羽が殺処分**の対象となった。
○ **家きんの発生**は**10月から翌年4月まで**続き、初発はR6ｼｰｽﾞﾝに次ぐ早さ、最終はR5ｼｰｽﾞﾝに次ぐ遅さの**長期間の発生**。
○ **野鳥の感染**が**全国の広い範囲**で起こっており、農場及び家きん舎の周辺環境へのウイルスの侵入の主な要因となった。

令和７年シーズンの発生状況



野鳥・飼養鳥等の高病原性鳥インフルエンザ陽性事例

R8.7.2時点

・北海道	113例	・富山県	1例	・熊本県	1例
・岩手県	8例	・千葉県	2例	・大分県	2例
・福島県	1例	・愛媛県	1例	・宮崎県	10例
・群馬県	1例	・徳島県	1例	・鹿児島県	25例
・新潟県	2例	・高知県	1例		
・山形県	1例	・福岡県	1例	171例(16道県)	

過去シーズンとの比較

（１）野鳥飛来確認、初発、最終確認日

シーズン		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン
野鳥飛来確認		9月1日	9月1日	9月2日	9月1日	9月1日	**9月3日**
初発	野鳥	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日	**10月15日**
	家きん	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	**10月22日**
最終確認	野鳥	3月3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日	**5月22日**
	家きん	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	2月1日	**4月22日**

（注）野鳥の日付は回収日

発生事例

R8.7.2時点

・北海道	5例	・三重県	1例
・新潟県	2例	・岐阜県	1例
・宮崎県	2例	・千葉県	2例
・鳥取県	1例	・岩手県	1例
・兵庫県	2例	・宮城県	1例
・岡山県	1例	・青森県	1例
・京都府	1例		
・茨城県	1例		
・埼玉県	1例		
・香川県	1例		

計24例（16道府県）
防疫措置対象：25農場
殺処分羽数　約：576万羽

R８シーズン 国内の高病原性鳥インフルエンザの発生状況

国内における
野鳥の高病原性鳥インフルエンザ発生状況

場所	種類	回収日	遺伝子検査
秋田県 由利本荘市	ハシブトガラス(2羽)	11月2日	H5亜型
北海道 音更町	オオハクチョウ	11月2日	H5亜型
鹿児島県 出水市	環境試料（水）	11月2日	H5亜型



国内における
家きん飼養農場の高病原性鳥インフルエンザ発生状況

11月９日現在、発生なし

環境省報道発表

令和８年 11 月６日（金）

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生状況について
（陽性確定　秋田県由利本荘市（野鳥国内１例目））

＜秋田県同時発表＞

１．　秋田県由利本荘市において、令和８年 10 月 30 日（金）から 11 月２日（月）に回収されたハシブトガラスの死亡個体について、国立環境研究所内にある専門検査会社で遺伝子検査を実施したところ、同年 11 月６日（金）に高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）が検出された旨の報告がありました。

２．　本事例は、今シーズン国内１例目の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの確認事例となります。この報告を受け、回収地点の周辺 10ｋｍ圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

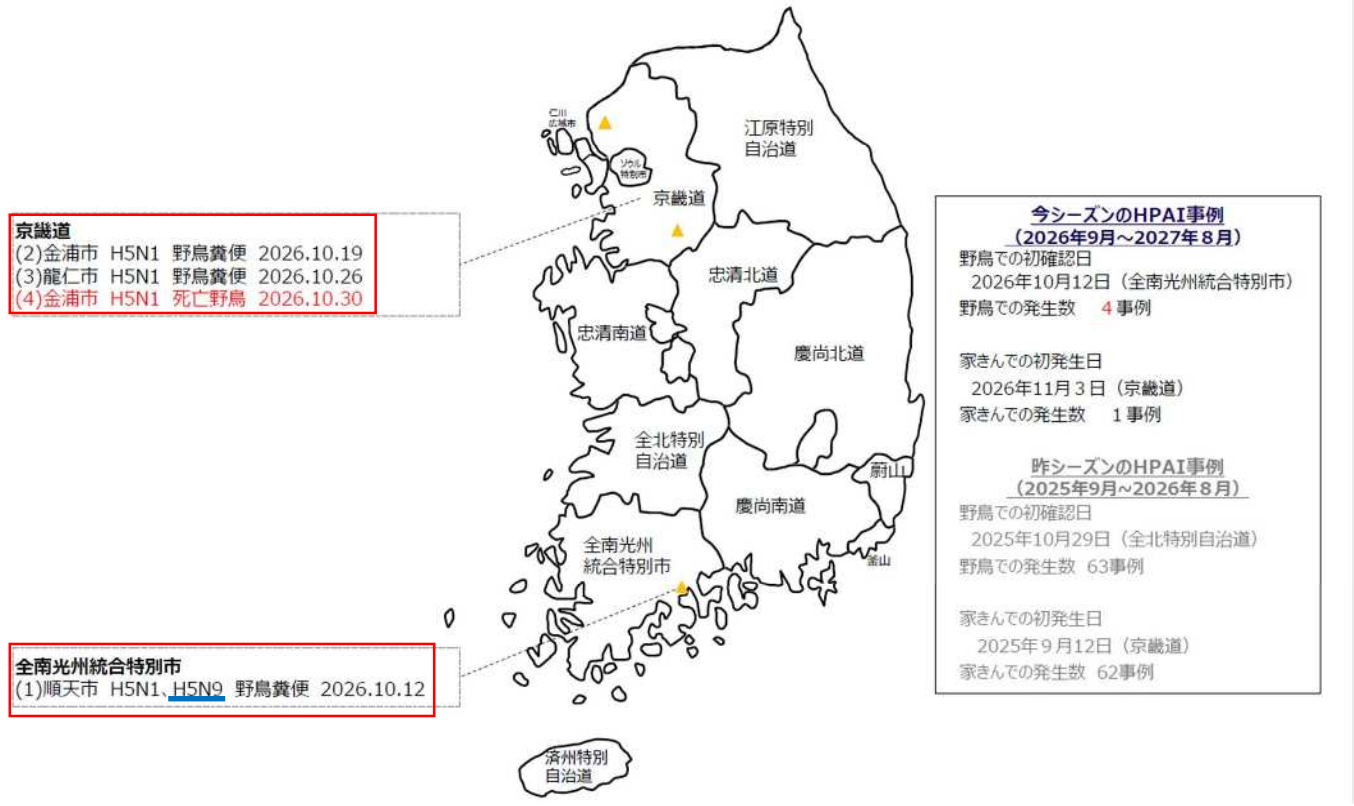
■　**経緯**

・10 月 30 日（金）　秋田県由利本荘市でハシブトガラス２羽の死亡個体を回収。
・11 月１日（日）　近傍でハシブトガラス２羽の死亡個体を回収。
・11 月２日（月）　近傍でハシブトガラス３羽の死亡個体を回収。
・11 月４日（水）　１日及び２日に回収された個体のうち２羽について検体を国立環境研究所内にある専門検査会社に送付。
・11 月６日（金）　遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）を検出。回収地点の周辺 10ｋｍ圏内を野鳥監視重点区域に指定。

韓国の野鳥における高病原性鳥インフルエンザの検出状況（2026年９月以降）

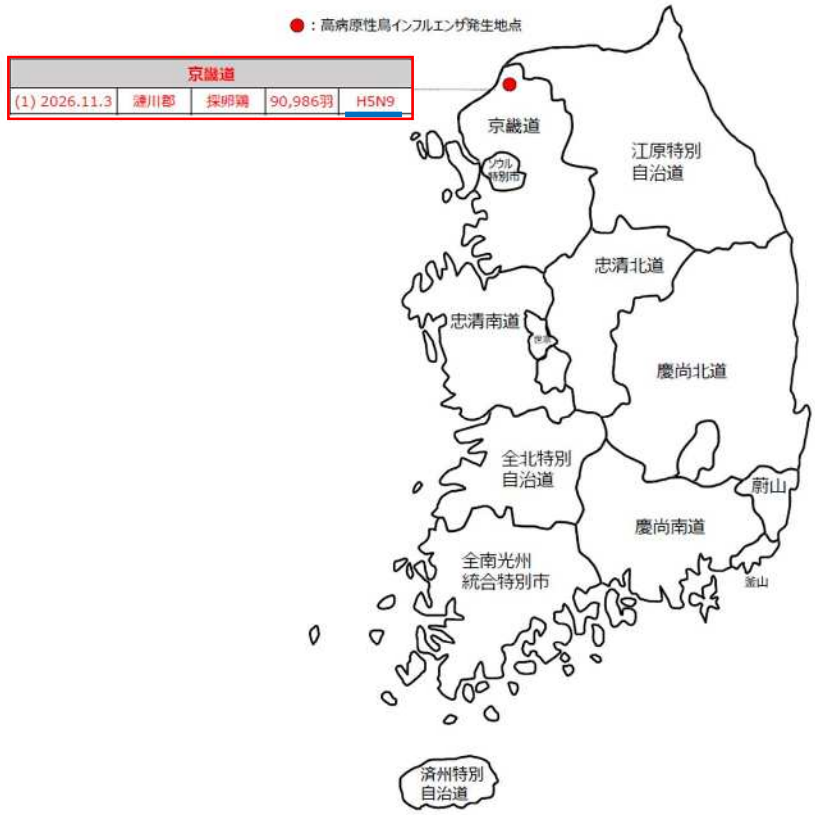
出典：韓国農林畜産食品部
※日付は検体採取日

▲：感染確認地点　2026年11月6日時点　農林水産省 動物衛生課



韓国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの検出状況（2026年９月以降）

2026年11月５日時点　農林水産省 動物衛生課



出典：韓国農林畜産食品部
日付は検体採取日

高病原性鳥インフルエンザの発生状況

月	2026シーズンの事例数	殺処分羽数（羽）	2025シーズンの事例数	2024シーズンの事例数	2023シーズンの事例数
9月	0	0	1	0	0
10月	0	0	1	1	0
11月	1	90,986	4	4	1
12月	-	-	22	14	24
1月	-	-	10	12	5
2月	-	-	13	4	1
3月	-	-	9	8	0
4月	-	-	2	4	0
5月	-	-	0	1	1
6月	-	-	0	3	0
7月	-	-	0	0	0
8月	-	-	0	0	0
計	1	90,986	62	51	32

・農林水産省にて発生報告ごとに集計（予防的殺処分等は含まず）
・シーズンは、当該年の９月から翌年８月までとする。
・飼養羽数：188,678,000羽　（FAOSTAT（2023年時点））

台湾の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの検出状況（2026年９月以降）

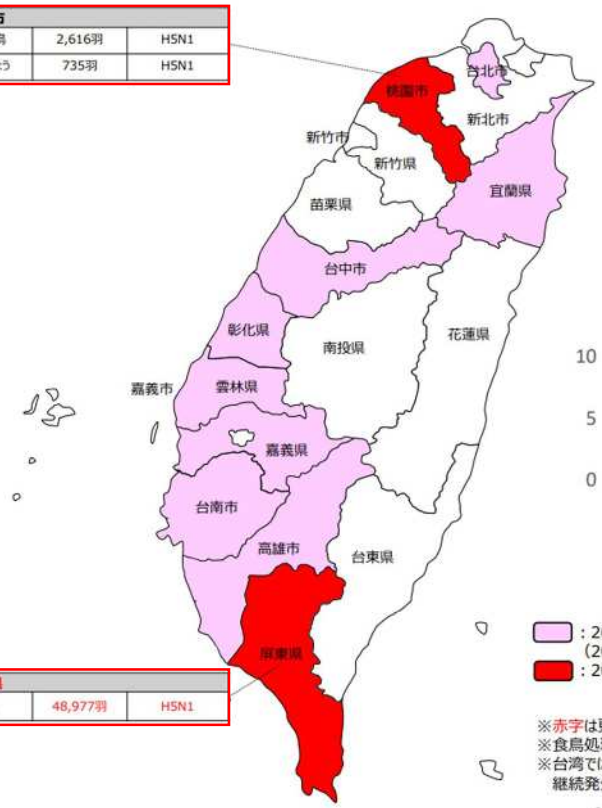
2026年11月4日時点　農林水産省 動物衛生課

桃園市

(1) 2026.9.23	大園区	ほろほろ鳥	2,616羽	H5N1
(2) 2026.10.13	大園区	肉用がちょう	735羽	H5N1

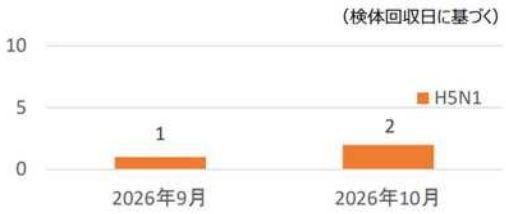
屏東県

(3) 2026.10.30	塩埔郷	うずら	48,977羽	H5N1



発生件数　3件

2026年9月以降の発生件数
（検体回収日に基づく）



：2025年9月から2026年8月末までに発生があった県・市
（2026年9月以降は発生なし）
：2026年9月以降に発生があった県・市

※赤字は更新箇所
※食鳥処理場及び裏庭飼育における採材・検出を含む。
※台湾では、2022年9月以前から高病原性鳥インフルエンザ（H5N2等）の継続発生が確認されている。

出典：台湾当局HP（URL：https://ai.gov.tw/index.php）

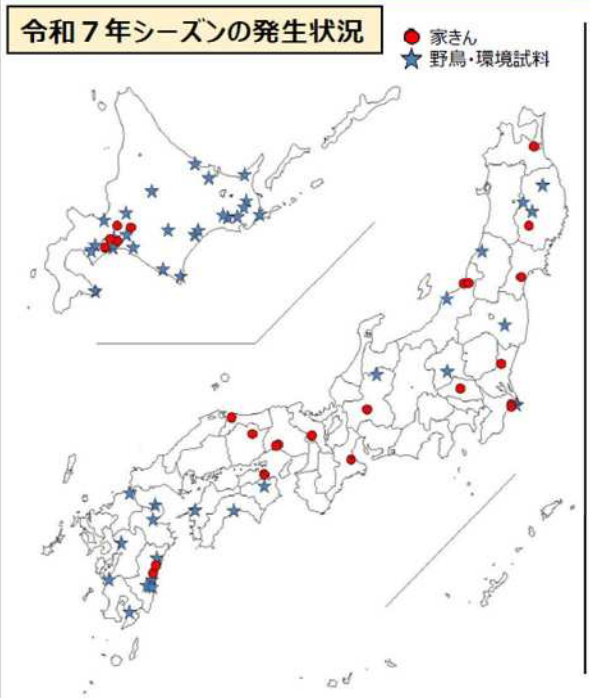
（３）侵入防止対策の徹底について

R7シーズンの国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

鳥インフルエンザの発生状況

○ **令和７年シーズン**は、**地域に偏りなく発生**が見られ、**16道府県24事例発生**し、**約576万羽が殺処分**の対象となった。
○ **家きんの発生**は**10月から翌年4月まで**続き、初発はR6ｼｰｽﾞﾝに次ぐ早さ、最終はR5ｼｰｽﾞﾝに次ぐ遅さの**長期間の発生**。
○ **野鳥の感染**が**全国の広い範囲**で起こっており、農場及び家きん舎の周辺環境へのウイルスの侵入の主な要因となった。

令和７年シーズンの発生状況



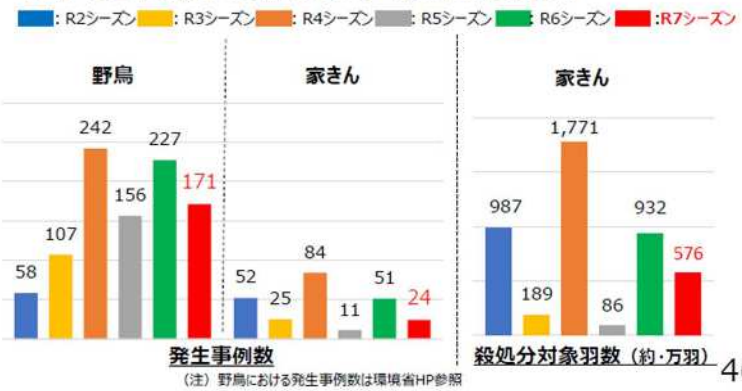
過去シーズンとの比較

（１）初発、最終確認日

		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン	R7シーズン
野鳥	初発	10月24日	11月８日	９月25日	10月４日	９月30日	**10月15日**
	最終確認	３月３日	５月14日	４月20日	４月30日	６月17日	**5月22日**
家きん	初発	11月５日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	**10月22日**
	最終確認	３月13日	５月14日	４月７日	４月29日	２月１日	**4月22日**

（注）野鳥の日付は回収日

（２）発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数



（注）野鳥における発生事例数は環境省HP参照

R7シーズン　高病原性鳥インフルエンザ発生農場の疫学調査

25/26シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえた提言

○ 令和8年７月7日、**専門家による疫学検討会**を開催し、**25/26シーズン疫学調査報告書を取りまとめ**、公表。
○ 今後の発生予防・まん延防止に向け、**異状の早期発見・早期通報**、**飼養衛生管理の徹底**、**大臣指定地域・大規模農場・既発農場での対策**や**情報収集・調査研究**に関する提言が示された。

１．異状の早期発見・早期通報
早期発見・早期通報を徹底すること。

２．飼養衛生管理の徹底
定期的な勉強会等を通じて、全ての従業員及び農場に出入りする外部事業者が、**飼養衛生管理基準の全項目を継続的に遵守する**こと。

３．大臣指定地域における発生に備えた準備
大臣指定地域においては、連続発生リスクを踏まえ、家きん舎周囲の消毒に**十分な量の消毒薬を確保**するとともに、適切な**塵埃対策の事前準備を完了させる**こと。

４．関係機関と連携した地域一体の野鳥対策
大臣指定地域においては、農場近隣における水田の耕起、他畜種の堆肥を扱う施設等における誘引防止対策の実施等、**地域一体となって野鳥の誘引防止対策を検討**することにより、農場へのウイルス侵入機会を可能な限り減少させること。

５．大規模農場における分割管理の導入
大規模農場において、発生に備えた**分割管理の導入**の検討を推進すること。

６．既発農場における対策
都道府県は、既発農場の発生リスクが高いという事実を十分に意識した上で、**外部専門家も活用**し、**経営再開時やシーズン前における衛生管理状況の点検・指導を行う**こと。

７．あひる（あいがも）農場やうずら農場における対策
あひる（あいがも）農場やうずら農場においては**死亡の増加等の異状の兆候が明確でない場合があることを認識**し、日常の飼養管理における異状の早期把握及び通報を徹底すること。

８．情報収集・調査研究
農林水産省や関係機関は、HPAIに関する継続的な情報収集、**世界各地での発生動向の監視及び発生要因のリスク分析等の研究調査体制の強化**及び地域におけるウイルスの浸潤状況の把握等を行うこと。

９．その他
海外における**哺乳類での感染動向**を注視するとともに、家畜保健衛生所は、管内の飼養牛において異状の原因が特定されない場合には、**HPAIの可能性も考慮した検査を検討**すること。

高病原性鳥インフルエンザ発生農場の疫学調査

疫学調査で確認された農場や周辺環境の状況

飼養衛生管理基準の不遵守事項

- 衛生管理区域内入場時の作業着及び長靴の交換等の不徹底。
- 除糞作業等で使用する裏口で、家きん舎外で使用した靴のまま家きん舎に立ち入っていた。
- 家きん舎の壁面破損の修繕が不十分。



鶏舎の隙間



除糞ベルトの床面開口部の蓋の隙間



堆肥舎内のスズメ・糞

周辺環境の状況



オオハクチョウに混じり採食するカラス



稲刈り後に二番穂が伸びた水田



取り残された柿の実

高病原性鳥インフルエンザ発生農場の疫学調査

疫学調査で確認された農場や周辺環境の状況

発生農場で見られた臨床症状

・ １ケージ内で２～３羽の死亡を発見し、通報。

・感染初期に大量死することは少ない。
・チアノーゼ等の症状が顕著な場合も少ない。



同一ケージ内で複数羽がまとまって死亡



鶏冠のチアノーゼ

あひる（あいがも）農場の事例

・ ７日齢及び13日齢のあひるの死亡羽数の増加により通報。
・ 死亡増加がみられなかった家きん舎でも　歩行異常、起立不能、斜頸、震え等の神経症状あり。
・ 全家きん舎でELISA抗体陽性を確認（過去に感染が起こっていた可能性を示唆）。



神経症状

高病原性鳥インフルエンザ発生農場の疫学調査

大規模農場・既発農場における発生状況

○ 24事例中**12事例**が20万羽以上の**大規模農場で発生**し、殺処分羽数の87.1%（約502万羽）を占めた。
○ 24事例中８事例が再発事例。うち２事例は３度目の発生。

発生事例数（合計24事例）



殺処分羽数（合計576万羽）

※関連農場の殺処分羽数を含む



■10万羽未満　■10万羽以上20万羽未満　■20万羽以上

一斉点検の要チェックポイント

①衛生管理区域に病原体を持ち込まない！

☑手指の洗浄・消毒をしていますか？
☑車両の消毒をしていますか？
☑専用の衣服や靴の確実な着用ができていますか？

✕ 境界に更衣や消毒の設備がない



○ 車両の消毒、専用の衣服や靴の着用





タイヤの溝やタイヤハウスもしっかりと！

②家きん舎に病原体を持ち込まない！

☑手指の洗浄・消毒をしていますか？
☑専用の靴の確実な着用ができていますか？

✕ 専用の長靴が用意されておらず、出入り時の動線も不明瞭



○ 専用の長靴の着用、すのこ等を用いた靴の履き替え時の動線の交差防止





一斉点検の要チェックポイント

③野生動物を近づけない！侵入させない！

☑防鳥ネット等は家きん舎のみでなく、堆肥舎等にも設置していますか？
☑破損箇所や開口部の隙間は速やかに補修していますか？
☑ネズミや害虫の駆除は定期的にしていますか？

✕ 壁や金網に破損があり、補修されていない







補修はしっかりと！

屋根裏内部やモニター開口部も破損がないか要確認！

○ 集卵ベルトの開口部や堆肥舎も隙間がないように対策している





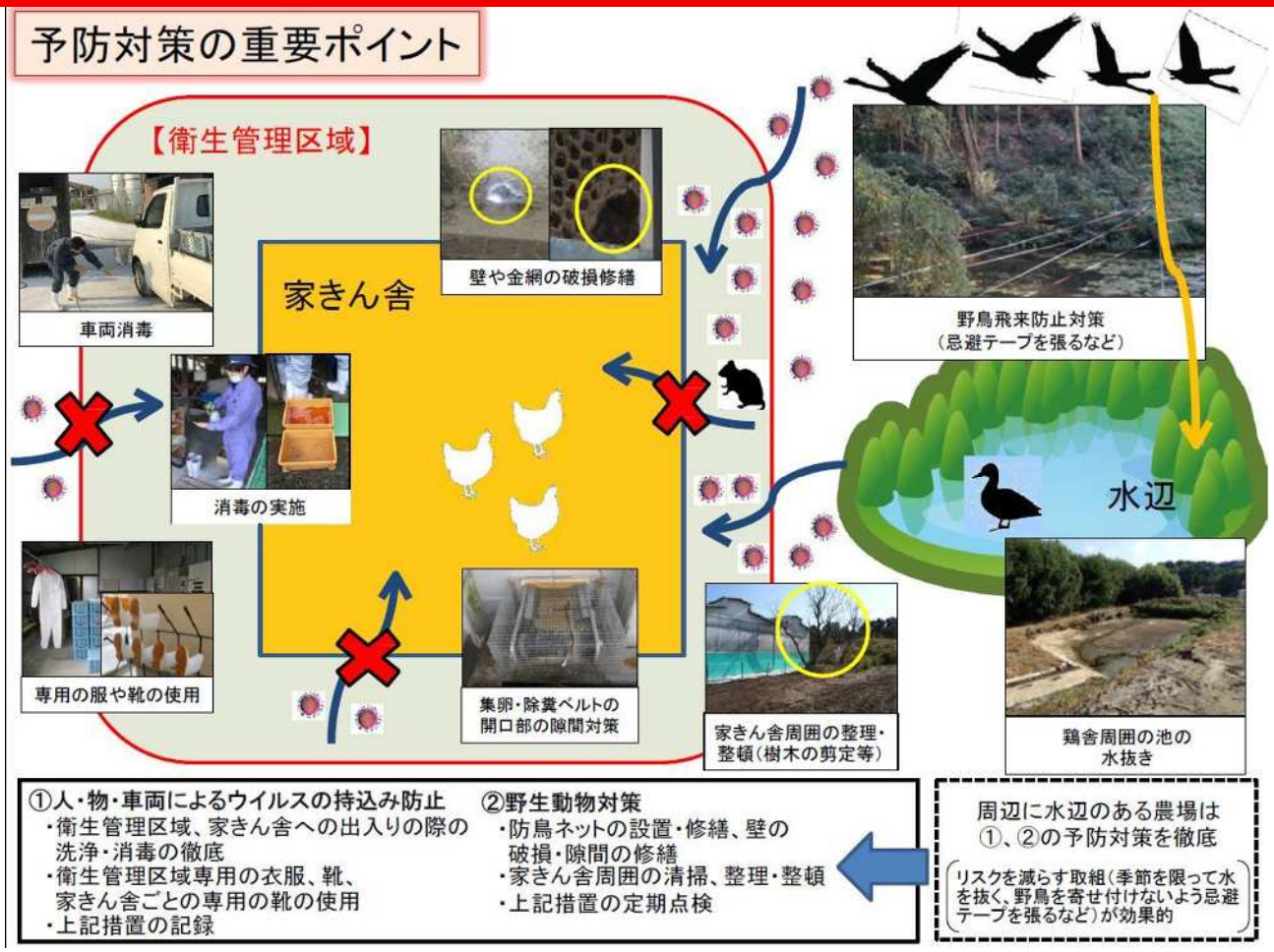
野鳥が多い地域は特に注意！





鶏舎全体を防鳥ネットで覆った事例

飼養衛生管理基準の要チェックポイント



家防第 10025 号－«No»

令和８年９月 24 日

養鶏関係団体　御中

鹿児島県農政部家畜防疫対策課長

高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について（依頼）

日頃から、本県の家畜衛生対策への御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

高病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）について、昨シーズンは、昨年10月15日に北海道で回収された死亡野鳥（オオタカ）から本病ウイルスが検出されて以降、本年５月22日までの期間で16道県171件の野鳥等での陽性事例が確認され、全国的に長期間にわたり家きん飼養農場への本病ウイルスの侵入リスクが高い状態にあったと考えられました。

このような中、家きん飼養農場においては、昨年10月22日から本年４月22日までに全国において16道府県24事例が確認されました。令和６年シーズンのような一部地域での集中発生事例はありませんでしたが、全24事例のうち８事例が過去に発生した農場での再発、12事例が20万羽以上を飼養する大規模農場での発生であるとの特徴が認められました。

本県では、令和２年シーズン以降５季連続の発生がありましたが、昨シーズンは６シーズンぶりに発生が確認されず、このことは、生産者及び関係機関・団体の皆様の徹底した防疫対策によるものと考えております。

一方、近年、アジア、欧州、北米、中南米など世界的に本病の発生が相次いでおり、今シーズンも渡り鳥の飛来によって本病ウイルスが我が国に侵入する可能性は極めて高く、既に９月１日には宮城県において渡り鳥の飛来が確認されております。

以上を踏まえ、渡り鳥の飛来が本格化する時期を迎えるにあたり、関係者が厳重に警戒し、本病の防疫対策を徹底するため、今シーズンについても本年10月から来年５月末日までを、別紙のとおり「飼養衛生管理基準遵守強化期間」と設定しますので、下記事項に留意の上、重点項目について飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検を実施し、その結果について報告いただくとともに、本病の侵入防止・まん延防止対策の徹底について、御理解と御協力をお願いいたします。

１　農場における発生予防対策

（１）飼養衛生管理基準遵守強化期間の取組

農場へのウイルスの侵入防止対策については、適切な対策とその維持・継続が重要であることから、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の一斉点検の実施をお願いいたします。

一斉点検の項目（7項目）

①　衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
②　衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
③　衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
④　家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
⑤　家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用
⑥　野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
⑦　ねずみ及び害虫の駆除

（２）**再発・密集地域における消毒薬の備蓄や塵埃対策の準備**

大臣指定地域においては、発生に備え、各農場が農場内を消毒するための消毒薬の備蓄や、塵埃対策の準備を行うとともに、野鳥誘引防止対策を実施すること。

（３）**20万羽以上を飼養する大規模農場における塵埃対策の実施と農場分割管理の検討**

①ウインドウレス鶏舎において、入気口フィルター等の設置、入気口や鶏舎周辺への散水や消毒薬等を散布すること（ただし、家きんの健康を害する恐れがあるときはこの限りではない）。

②分割管理の導入に向けた検討を実施すること。

２　農場周辺環境におけるリスクの低減

（１）農場近隣の不要な樹木の除去、ため池等の水場の水抜き、防鳥ネットや忌避テープの設置

（２）農場周辺における野鳥等への安易な餌やりやそれに類する行為の中止

３　家きん飼養農場における異状の早期発見・早期通報の実施

毎日の健康観察を注意深く行い、飼養する家きん群の様子が少しでも普段の様子と異なると感じたときは、家畜保健衛生所へ早期通報すること。

８消安第4703号
令和８年11月６日

鹿児島県農政部長　殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

秋田県由利本荘市で回収された死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ｈ５亜型）の検出について

本日、環境省から、11月２日までに秋田県由利本荘市で回収された死亡野鳥（ハシブトガラス）について、高病原性鳥インフルエンザウイルス（Ｈ５亜型）が検出された旨、プレスリリースされました（別添参照）。本事例は、本年の渡り鳥の飛来シーズンを迎えて以降初めてとなる国内における同ウイルスの検出となります。

各都道府県におかれましては、「高病原性鳥インフルエンザの防疫対策の徹底について」（令和８年９月16日付け８消安第3622号農林水産省消費・安全局長通知）を踏まえ、家きん農場における飼養衛生管理の徹底、異状の早期発見及び早期通報の指導、発生時の円滑な防疫対応に必要な事前準備等に取り組んでいただいているところですが、今回の事例を踏まえ、あらゆる機会を捉えて、改めて関係者への指導及び都道府県における体制の確認をお願いします。

なお、本病に関する最新情報については、農林水産省ウェブサイトにて随時提供しますので、関係者への注意喚起に御活用いただくようお願いします。

【参考】農林水産省ウェブサイト
○ 鳥インフルエンザに関する情報
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html

（４）その他　参考資料

飼養衛生管理基準遵守強化期間　令和8年10月～令和9年5月

高病原性鳥インフルエンザ対策は万全ですか？

渡り鳥が飛来する季節となり、海外からのウイルスが侵入する危険性が高まることから、農場をあらためてチェックし、万全の対策を！



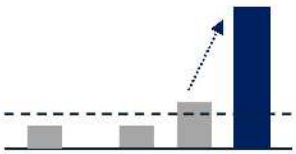
疑う症状

鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、産卵率の低下及び沈うつなど高病原性鳥インフルエンザが疑われる個体を確認した場合



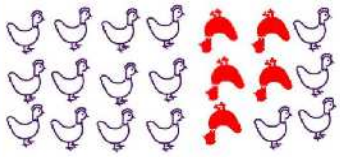
死亡羽数×２

１鶏舎の、
１日の死亡羽数が
直近３週間の平均死亡羽数と
比較して２倍以上となった場合



５羽以上／１鶏舎

１鶏舎において、５羽以上がまとまって死亡している、うずくまっている等異状が確認された場合



飼養衛生管理基準遵守強化期間　令和8年10月～令和9年5月

飼養衛生管理基準遵守強化期間
令和8年10月 ～ 令和9年5月

☆飼養衛生管理状況の点検を行い、
不備がある部分の改善をしましょう。

☆異状を示す鶏を確認した時は、速やかに
家畜保健衛生所に連絡してください。

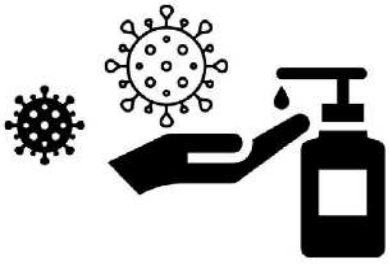
○緊急連絡先

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
鹿児島中央家畜保健衛生所	099-274-7555	南薩家畜保健衛生所	0993-83-2156
〃　熊毛支所	0997-27-0036	北薩家畜保健衛生所	0996-22-2184
〃　大島支所	0997-63-0045	姶良家畜保健衛生所	0995-62-3070
〃　喜界町駐在機関	0997-65-0046	曽於家畜保健衛生所	099-487-2351
〃　瀬戸内町駐在機関	0997-72-0246	肝属家畜保健衛生所	0994-43-2515
〃　徳之島支所	0997-83-0074	（公社）鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会	099-258-6618
〃　和泊町駐在機関	0997-92-0043		
〃　与論町駐在機関	0997-97-2033	農政部家畜防疫対策課	099-286-3224

鹿児島県

◎重点項目

- ☑ 異状の早期発見・早期通報
- ☑ 入気口フィルター等の塵埃対策
- ☑ 農場周辺のため池の水抜き
- ☑ テグスや忌避テープの設置
- ☑ 止まり木となる枝の剪定
- ☑ カラス・ネコ等の誘因防止対策
- ☑ 死鳥，廃棄卵の適切処理
- ☑ 堆肥舎の防鳥ネット再点検
- ☑ 車両消毒、手指消毒
- ☑ 鶏舎ごとの専用靴の使用
- ☑ 防鳥ネット・壁の補修
- ☑ ネズミ・害虫対策
- ☑ 消毒槽設置、消石灰散布



ネズミ対策

おいしいエサが豊富にあり、適度な温度で外敵もいない畜舎は、
ネズミにとって快適な条件がそろっています。

ネズミ対策には、①環境 ②物理、③化学の複合駆除が必要です。
殺そ剤を使用した「毒餌法」によっても数ヶ月かかる事があります。
すぐに"絶滅"させることは困難ですが、
畜舎にネズミの入る穴やネズミが『ある・いるのは当たり前』ではいけません

"ネズミ駆除は大切な仕事"という飼養者（経営者，従業員）の統一した意識のもとで、
根気強く対策を継続し，どれだけ低密度にコントロールできるかが重要です。
ネズミ対策により感染リスクを減らしましょう。

ネズミを入れない	住まわせない	ネズミ数を管理
畜舎周囲のチェック	畜舎内外のチェック	殺そ剤の定期的な設置
○壁穴・水路 丈夫な金網で塞ぐ、 金ダワシなどを詰める ○電線 ネズミ返しの設置 防鼠ブラシ 等 ○雑草 見晴らしをよくする。 舗装や細かい砂利 等も 効果的	○棲家（すみか） 天井裏、壁、床裏、堆肥場、 飼料・薬品貯蔵庫、事務所、 廃屋、林、田畑 ○巣の材料 断熱材 等の管理 ○ネズミから守る 配電盤、電線	☆「ラットサイン」確認 かじり跡、糞，足跡，姿、 体のこすり跡（ラブサイン）、 走り回る音，鳴き声 ○ネズミ数の判定 定期的に行う 春・秋は要注意 ○好みのエサ探索 常に3種類程度は把握する ○アウト時の一斉駆除 計画的、集中的に効率よく

ラットサイン を探しましょう



ネズミが移動する通路はほぼ一定で、エサ場と巣のルートは変わりません

『ラットサイン』とは
かじり跡
体のこすり跡（ラブサイン）
糞
走り回る音・鳴き声
足跡　姿



写真・出展：
2011年2月24日 鹿児島県ねずみ対策研修会資料より
「畜舎におけるネズミ対策
～現場で実施可能な駆除およびコントロール～」
ノバルティスアニマルヘルス株式会社 斎藤 岳 先生

1．ネズミ数の把握
①ネズミの姿は見えないが、ラットサインが見える…… 100匹程度
②夜間に見られる…… 100～500匹程度
③昼は時々、夜間は更に多い…… 400～1,000匹程度
④昼も夜も頻繁に多い…… 5,000匹以上

2．ネズミがよく食べる毒餌を作り、よく食べる場所に
①クマネズミの好物
・甘い（チョコレート、砂糖）
・脂っこい（油揚げ、天かす、ラーメンくず）
・穀類、種子類（サツマイモ、ひまわりの種、カナリヤシード、アワ、ヒエ）
②設置場所
ラットサインをもとにネズミの通路に仕掛ける
設置数は、50～100箇所／1,000㎡
1箇所当たり約100g
ネズミが食べて減った毒餌は、新しいものを追加
食べない場合でも、1週間はそのままにしておく
（1週間以上たった場合は、別の場所に設置）

※ネズミは人の手のにおいに敏感なので、毒餌を作る際は必ず手袋着用してください。
（注意!!）毒餌は、飼料に混入しない、誤食しない場所に設置してください。
死んだネズミは素手で触らず、見つけたら速やかに処理してください。

ネズミ対策は、一度やって終わりでは効果が持続しません。
対策を継続することが重要です。

畜産現場での効果的な消毒方法



多くの養鶏場で使われている
逆性石けんによる消毒の**課題**

- 低温下で効果が落ちる
- 有機物（汚れ）のついたところで効果が落ちる
- 効果が出る病原体が限られる

逆性石けんの効果を補助するために **マイクロMIX（ミックス）法** を！

効　果

- **低温下**でも効果
- **有機物存在下**でも効果
- **幅広い病原体**でも効果

“マイクロMIX（ミックス）法”とは？

- 逆性石けんに，消石灰より粒が細かく，平均粒子径10μmの水酸化カルシウム（マイクロ水酸化カルシウム）を濃度 0.17%以上 となるように混ぜた消毒液による消毒法
- 現場では **0.2%** で用いるとよいです

詳細は「公益社団法人 畜産技術協会」
ウェブサイトでご確認ください

作製方法	夏場 1000倍希釈	秋～春 500倍希釈
逆性石けん	200ml	400ml
ﾏｲｸﾛ水酸化ｶﾙｼｳﾑ（0.2%で作製）	400g	400g
水	200リットル	200リットル

（公社）畜産技術協会パンフレットから引用

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保を目的とした法律（医薬機法）において、逆性石けん（ロシテクト）と混合して用いる場合は、食品添加物規格の平均粒子径10μmの水酸化カルシウムが2024年4月23日に追加されました。

1. 効果範囲
1.0分間の殺ウイルス試験を対象とした同一濃度の消毒有効成分として0.005～0.02%（ロシテクトとして2,000～8,000倍希釈）となる水溶液。
ただし、ほかの新しい逆性4級アンモニウム塩と水酸化カリウム0.05～0.1%濃度となるよう添加・溶解した液。ただし、ほかの新しい逆性4級アンモニウム塩と食品添加物規格の平均粒子径10μmの水酸化カルシウム0.17%濃度となるよう添加・溶解した液を消毒対象に直接噴霧できます。ただしそのほかの用途で使用することはできません。

動物用医薬品ポータルサイト抜粋

踏込消毒槽での使用





動力噴霧器での使用前準備

〔写真１〕吸水ホースと余水ホースを結束バンドでまとめる
〔写真２〕沈殿物を吸わないようにタンクの底から浮かせるため，フックで吸水・余水ホースをタンク縁に固定する
〔写真３〕溶け残りの沈殿物を吸い込まないよう，吸水ホースに目の細かい洗濯ネット等を結束バンドで取り付ける



〔写真１〕


〔写真２〕


〔写真３〕

（独）家畜改良センターの「NLBC家畜衛生通信」から引用

消毒だけじゃない！疾病発生予防のポイント

- ✓ 農場に入るとき，家きん舎に入るときは，**専用の長靴を着用**
 農場内では**専用の衣服を着用**
- ✓ 病原体を媒介する**野生動物の侵入防止対策**
 家きん舎は定期点検し，防鳥ネットや壁等の破損などはすぐに修繕

鹿児島中央家畜保健衛生所	099-274-7555	南薩家畜保健衛生所	0993-83-2116
姶良支所	0997-27-0036	北薩家畜保健衛生所	0996-22-2184
大島支所	0997-63-0045	姶良家畜保健衛生所	0995-62-3070
喜界町駐在獣医	0997-65-0046	曽於家畜保健衛生所	099-487-2391
奄美大島駐在獣医	0997-72-0246	肝属家畜保健衛生所	0994-43-3515
徳之島支所	0997-83-0074		
和泊町駐在獣医	0997-92-0043		
与論町駐在獣医	0997-97-2033	農林部家畜防疫対策課	099-286-3224

鹿児島県